

鳥取瓦斯株式会社 選択約款 家庭用等ガスコージェネレーションシステム契約 新旧対照表

現 行 の 選 択 約 款	備 考	変 更 後 の 選 択 約 款	摘 要																
付 則 1. 実施の期日 2019年10月1日から実施いたします。 2. この選択約款の実施に伴う切替措置 当社は、2019年9月30日以前から継続して供給し、2019年10月1日から2019年10月31日までの間に支払義務が初めて発生する料金については、この選択約款の実施前の選択約款に基づき料金を算定するものといたします。 (別 表) 3. 料金表 A（消費税等相当額を含みます。） (1) 基本料金 <table><tr><td>1 か月につき</td><td>889. 90円</td></tr></table> (2) 基準単位料金 <table><tr><td>1 立方メートルにつき</td><td>254. 62円</td></tr></table> (3) 調整単位料金 (2) の各基準単位料金をもとに9の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。 4. 料金表 B（消費税等相当額を含みます。） (1) 基本料金 <table><tr><td>1 か月につき</td><td>2, 255. 44円</td></tr></table> (2) 基準単位料金 <table><tr><td>1 立方メートルにつき</td><td>118. 07円</td></tr></table> (3) 調整単位料金 (2) の各基準単位料金をもとに9の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。	1 か月につき	889. 90円	1 立方メートルにつき	254. 62円	1 か月につき	2, 255. 44円	1 立方メートルにつき	118. 07円	変更 追加 追加 削除 削除 削除 削除 変更 変更 変更 変更	付 則 1. 実施の期日 2025年12月1日から実施いたします。<u>ただし、料金に関する条件については、原則として、料金算定期間の初日が2025年12月1日以降であり、かつ2026年1月1日以降に発生する料金に、この選択約款を適用します。</u> (別 表) 3. 料金表 A（消費税等相当額を含みます。） (1) 基本料金 <table><tr><td>1 か月につき</td><td>1, 650. 00円</td></tr></table> (2) 基準単位料金 <table><tr><td>1 立方メートルにつき</td><td>250. 84円</td></tr></table> (3) 調整単位料金 (2) の各基準単位料金をもとに9の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。 4. 料金表 B（消費税等相当額を含みます。） (1) 基本料金 <table><tr><td>1 か月につき</td><td>2, 915. 00円</td></tr></table> (2) 基準単位料金 <table><tr><td>1 立方メートルにつき</td><td>124. 34円</td></tr></table> (3) 調整単位料金 (2) の各基準単位料金をもとに9の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。	1 か月につき	1, 650. 00円	1 立方メートルにつき	250. 84円	1 か月につき	2, 915. 00円	1 立方メートルにつき	124. 34円	
1 か月につき	889. 90円																		
1 立方メートルにつき	254. 62円																		
1 か月につき	2, 255. 44円																		
1 立方メートルにつき	118. 07円																		
1 か月につき	1, 650. 00円																		
1 立方メートルにつき	250. 84円																		
1 か月につき	2, 915. 00円																		
1 立方メートルにつき	124. 34円																		